

◎新潟県告示第330号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) N-(4-フルオロフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]フラン-2-カルボキシアミド（通称名：para-Fluorofuranylfentanyl、4F-furanylfentanyl、4F-Fu-F）及びその塩類
- (2) N-エチル-N-メチルトリプタミン（通称名：MET）及びその塩類
- (3) (8R)-N, N-ジエチル-6-メチル-1-ペンタノイル-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名：1V-LSD）及びその塩類
- (4) 1-[1-(3-メチルフェニル)シクロヘキシル]ピロリジン（通称名：3-Me-PCPy、3-methyl-PCPy、3-Me-rolicyclidine、3-methyl-rolicyclidine）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

令和5年3月20日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。